

資 料

英米刑事法研究 (37)

英米刑事法研究会
(代表者 小川 佳樹)

ホップズ法における共謀罪の射程
——Ocasio v. United States, 136 S. Ct. 1423 (2016)——

藤井智也

I. はじめに

本件は、合衆国法典第18編1951条、通称ホブズ法 (Hobbs Act)⁽¹⁾の規定のうち、(b) (2) が定義する、公務員が公的な権利の外観で金銭を得る行為、財産強要罪 (extortion) について、当該公務員と財産提供者との間に同371条の共謀罪⁽²⁾の適用があるかが争われた事案である⁽³⁾。

II. 事実の概要

ボルチモアの警察官であった上告人 Samuel Ocasio は、地元の自動車修理店のオーナーらと結託し、以下のようなキックバックスキームを構築していた。上告人と他の数人の警察官は、交通事故現場を対応する際、事故車両の所有者に車両を当該自動車修理店に持っていくように勧め、その見返りとして修理店のオーナーから報酬を受け取っていた。この行為について、上告人は公的な権

-
- (1) 合衆国法典18編1951条、通常ホブズ法は、強盗 (robbery) や財産強要 (extortion) によって、通商または通商に係る物品若しくは商品の移動を妨害し、遅延させ、または影響させることを連邦犯罪とするものである。ここでいう「財産強要」とは、威迫や暴力、恐怖、職権に藉口して (under color of official right) 誘発されたその者の同意に基づき、財産を他者から取得する行為をいうとするとされる。
- (2) 合衆国法典18編371条は、一般的共謀罪規定である。2人以上の者が一定の犯罪行為を行うことを共謀し、そのうち1人以上の者が共謀の目的を果たすために何らかの行為を行ったときには処罰されるとされる。この共謀の目的を果たすために何らかの行為は、顕示行為 (overt act) とも呼ばれる。
- (3) 本判決に関する文献としては、例えば以下のものがある。Benjamin Ludwig, *Ocasio v. United States : The Scope of a Conspiracy to Commit Hobbs Act Extortion*, 11 DUKE J. CONST. L. & PUB. POLY SIDEBAR 256 (2015-2016) ; Michael F. Dearington, *Ocasio v. United States : The Supreme Court's Sudden Expansion of Conspiracy Liability*, 74 WASH. & LEE L. REV. ONLINE 204 (2017-2018) ; Joschua T. Carback, *Ocasio v. United States : Why the Hobbs Act Punishes Co-Conspirator Extortion*, 75 MD. L. REV. ENDNOTES 105 (2016)。また、日本語文献としては、以下のものがある。田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2015年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学51巻1号187-189頁〔芥川正洋〕(2017年)、堤和通・比較法雑誌50巻3号363-376頁(2016年)。

利の外観で金銭を得たことにより ホップズ法 (合衆国法典18編1951条), およびその共謀 (同371条) によって, 連邦地裁, ならびに第4巡回区連邦控訴裁において有罪判決を受けた。これに対し, Ocasio は共謀罪の成立を争い, 連邦最高裁に上告受理の申し立てを行った。

上告人は, ホップズ法違反の共謀罪で被告人を有罪にするためには, 共謀に加担していない者からの財産取得について意思の連絡が必要であるという陪審説示を求め, 以下の通り主張した。ホップズ法の条文は, 財産強要を公的な権利の外観で他者から財産を得ることと定めており, このことから, 本件で共謀が成立するためには, 共謀の外の人間から財産を得ていなければ, 他者から (from another) 金銭を得たということにはならない。なぜなら, 自動車修理店のオーナーらは金銭を得る意図はなく, その点において共通の目的を有しない。また, 仮にこの他者からという文言を, 単に実行者がその実行者本人以外の者から財産を得たことで足りるとするならば, 財産強要すべての事例において共謀を認めることに繋がる。さらに, 財産強要そのものについても, 広く賄賂を受け取る行為が, 公的な権利の外観で行われた財産強要に該当することになり, 贈収賄を処罰する連邦法や州の賄賂処罰法を無意味なものとする。

Ⅲ. 判決の要旨

1. 法廷意見

アリート裁判官執筆, ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調の法廷意見は, 次のような判断を示して, 上告を棄却した。これに対して, ソトマイヨール裁判官とトーマス裁判官がそれぞれ反対意見を, ブライヤー裁判官が同意意見を執筆している。

共謀罪が成立するためには, その参加者が同じ犯罪目的を追求する必要があるが, 共謀者自らが実体犯罪の全て, または一部の実行を予定している必要はない。また, その犯罪を実行する能力を持っていないともよい。

この判断を支えるものとして, 不道徳な行いをなす目的で女性を州間移送することを禁じたマン法 (Mann Act) についての Holte 判決⁽⁴⁾がある。マン法は, 非倫理的な目的で女性を州際移送することを処罰している。同判決は, 連邦地裁が移送の対象である女性本人が移送を共謀することはできないとして公

(4) United States v. Holte, 236 U. S. 140 (1915).

訴棄却の決定を下したのに対し、女性自身は自らを州間移送することはできないものの、その共謀については可罰的であるとした。他方、Holte 判決同様、マン法の事例である Gebardi 判決⁽⁵⁾において、女性が移送に単に同意しただけの場合、すなわち、移動について積極的な内心を有していなかった事例においては共謀が否定されることも指摘し、上告人が主張する財産強要全ての事例において共謀が認められることに繋がるという主張についても否定している。

以上のことから、当局は共謀者がホップズ法に違反する実体的行為を行う能力があることを示す必要はなく、共謀者の一部が犯罪の各要素を行うことの意味があればよいため、本件では、店のオーナーと上告人は、「上告人が公的な権利の外観で他者（本件の場合はオーナー自身）から金銭を得る」という同じ目的を共有していたため、共謀の一般論としては、問題なく共謀が認められる。

また、上告人が主張する財産強要すべての事例において共謀が認められうるという点について、財産強要において要求される同意とは、同意なく財産を奪う類型であるところの強盗罪との区別にすぎず、共謀において必要とされる犯罪目的の共有とは異なるものである。そのため、財産を支払う側が単に役人の要求に答えているにすぎない場合、例えば、衛生指導員がレストランの所有者に賄賂を要求し、従わなければレストランを閉鎖すると脅し、レストランの所有者がそれに従った場合には、財産強要に必要な同意は認められるものの、共謀に必要な意思は欠ける。

財産強要が収賄とほぼ同義となっている点については、このような理解は先例の Evans 判決⁽⁶⁾が確立したものであり、上告人はそれを覆すことを要求しておらず、そのため Evans 判決が有効な法である以上は、この点に疑義はない。さらに、上告人の主張通り、共謀外の他者から財産を得た場合でなければならぬ、という理解をとった場合、金銭の出処が共謀の内か外かを判断することになり、これは刑法上の有責性とは関係のない、所有権法の困難な問題に立ち入ることになる。たとえば、本件においても、事件の最中に当該修理店は有限責任会社から通常の会社法人に変更されており、法人から金銭を得ること

(5) Gebardi v. United States, 287 U. S. 112 (1932).

(6) Evans v. United States, 504 U. S. 255 (1991) [紹介、橋本裕蔵・比較法雑誌 26 卷 4 号 57 頁 (1993 年)]. また、本件を含めた財産強要罪に関する分析として、橋本裕蔵「地位利用利得罪 (extortion) と収賄罪及び贈賄罪——McCormick から Evans 判決へ」放送大学研究年報 16 卷 93-110 頁 (1999 年)。

は上告人の理解からも他者の財産を得ることになるが、この金銭がオーナーの私的な口座から支払われていたのか、それとも法人の金だったのかは、結論を左右すべきでない。

2. ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ロバーツ長官同調)

ホップズ法の財産強要が定める他者から財産を得たという要件について、通常、他者から金銭を強要するという場合には、彼らのグループの外の被害者から金銭を得ると考えるのが自然である。そして、そのグループというのが犯罪の共謀体であり、金銭を奪われた他者というのが被害者である。そのため、共謀とは、集散的な犯罪合意であり、共謀が認められるためには、共謀者が集団としてなんらかの犯罪についての合意をしているものと考えられる。このことから、その集団とは異なるものから財産を受け取るのが他者からの自然な解釈であり、法廷意見がホップズ法における他者の用法を、共謀体の一部、実行する1人にとっての他者であるとするには根拠がない。

また、法廷意見は、マン法の事例について、Holte 判決を引用しているが、マン法はいかなる (any) 女性の移送も禁じているところ、そのいかなる女性には共謀の当事者も含まれるというのが Holte 判決の結論である。マン法には、本件のように「他者から」、すなわち、共謀の内と外が問題となるような文言は含まれていない。また、法廷意見は、同様にマン法に関する Gebardi 判決を引用し、共謀の一般原理を導き出している。しかし、Gebardi 判決もまたマン法の文理を根拠とする判断であり、共謀の一般原理の根拠とはならない。

さらに、法廷意見が依拠する財産強要への同意と共謀の合意の区別についても、同意と共謀の区別には一体何が必要なのか、財産の提供者が首謀者であることか、公務員からの働きかけが要求だったのか、提案だったのか、それとも、市民が利益を得たか、損失を回避したかで判断するのか、このいかなる点についても法廷意見は見解を示しておらず、結局のところ財産強要への同意と共謀の合意を区別する基準が不明確である。

3. トーマス裁判官の反対意見

トーマス裁判官は、そもそも Evans 判決の判旨に誤りがあったと指摘する。Evans 判決は、「公的な権利の外観で (under color of official right)」という要件の意味を取り違えている。コモンロー上の財産強要罪においては、公務員からの働きかけは、①役職の権利として承認されたものであるとして装われね

ばならず、②支払う物が公職の権威に屈した必要がある。すなわち、そのような理由はないにもかかわらず、罰金等の公的な制度に基づく理由で財産を要求したのでなければ、そもそも財産強要には当たらない。そのため、財産強要と贈収賄は全く異なる犯罪である。財産強要においては、公務員は唯一の加害者であり、財産を提供した者は、被害者であるのに対して、贈収賄においては贈賄者は公務員と共に処罰され得るものである。

このような理解からすれば、法廷意見は、財産を奪う側の人間が奪われる側の人間と共謀ができるとして、Evans 判決の間違った理解を共謀罪にまで拡大するものである。Evans 判決が財産強要を「今で言う収賄と概ね同義」としたことについては、伝統的に州および地方の法律によって扱われていた領域を、連邦の管轄とするものであり、連邦制の原則と抵触するものである。

4. ブライヤー裁判官の同意意見

ブライヤー裁判官は、その同意意見において、トーマス裁判官の反対意見に賛同し、Evans 判決において財産強要のコモンロー上の歴史を省みることなく判断をしたために、本当に財産強要罪が今で言う収賄と概ね同義と言えるかどうかは疑問であるとしている。

法廷意見の基準では、贈賄者の支払いがどこか不任意なものであったのか、任意なものであったのかで共謀の成否が決定されることになり、問題である。法廷意見が挙げる衛生指導員がレストランの所有者に賄賂を要求し、従わなければレストランを閉鎖すると脅したという事例においても、衛生指導員の内心によって共謀の成否が左右されることには問題がある。しかしながら、この事件においては Evans 判決を有効な法として扱わなければならない、結論として多数意見に同意する。

IV. 解説

本件では、自動車修理工場の利用について、事故を処理する警察官が、修理工場への便宜を図る見返りに金員を受け取る取決めを行った場合に、取決めの当事者である工場所有者について、ホップズ法に違反する財産強要の共謀に問えるかが問われた。本件で問題となった論点を整理すると、ホップズ法の財産強要の意義と、財産強要罪に対する共謀の適用における「他者から」の文言の意義である。

1. ホップズ法における財産強要罪の意義

Evans 判決は、ホップズ法の「公的な権利の外観で他者から金銭を得た」という財産強要の規定を今で言う収賄と概ね同義であるとしている。この点について、法廷意見は、上告人が Evans 判決を覆すことを求めている以上、判断するまでもないとしている。同じくブライヤー裁判官も Evans 判決を有効な法として認めるべきであるとしているが、その同意意見において、Evans 判決に異を唱えるトーマス裁判官に同調している。ここでは、ホップズ法の制定経緯、ならびに Evans 判決の概要を示した上で、各裁判官の見解を解説する。

本件で問題となるホップズ法は、1934年の不正暴力行為禁止法 (Anti-Racketeering Act) の改正法として1948年に成立した⁽⁷⁾。当時の不正暴力行為禁止法は、組合活動に介入しないよう配慮をしており、処罰範囲が限定されていたほか、当時の連邦最高裁でも組合員に有利な判決がでていた。こういった当時の事情に対抗する形で、これまでの適用範囲では処罰出来なかった労働組合員によるラケットティア活動についても処罰を拡大する目的で制定されたのが同改正法である。制定においては、ニューヨーク刑法典の財産強要と強盗が参考にされたこととされ、立法時点ですでに、コモンローにおける単純な財産強要とは異なる目的を持って制定されたものである。

Evans 判決は、財産強要において「誘因 (inducement)」が要求されるか否かが問題となったものである。すなわち、公務員が自ら財産を要求したことが必要であるのか、それとも単に財産を受取ったというだけで足りるのかが争われた。そして、Evans 判決の法廷意見は、コモンロー上の財産強要においてそのような要件はなかったことを根拠に、誘因要件は不要であると判示した。この Evans 判決により、Evans 判決の法廷意見自身が認めるように、財産強要は収賄と概ね同義であるという理解が確立されることになった。またこのような理解から、Evans 判決の時点では、財産の受取り手である、収賄者のみがこの規定によって罰されるという解釈が成立した。Ocasio における法廷意見は、収賄者以外の者についても同罪についての共謀罪の適用を認めることによって、その処罰範囲を拡大するものである。

トーマス裁判官は、Evans 判決においても、「公的な権利の外観で」という文言につき、公務員が権限を装って不正に財産を収受する行為が財産強要であ

(7) 立法過程については、United States v. Mazzei, 521 F. 2d 639, 651-55 (3d Cir. 1975) 参照。

り、単なる公務員による財産の不正収受だけでは財産強要罪には当たらないとする反対意見を執筆している。トーマス裁判官の指摘には、ホップズ法の文言解釈の問題と同時に、ホップズ法を取賄と同義として捉える事による、連邦制の原則への抵触に対する懸念が含まれている。連邦法における贈収賄の規定を見てみると、合衆国法典第18編201条、666条が贈収賄を処罰している。しかし、どちらの規定においても、行為者は連邦の公務員に限られ、また対価性の証明が当局に要求されているほか、ホップズ法とは刑罰に大きな差がある⁽⁸⁾。このことに比べると、ホップズ法は既存の贈収賄の規定よりも処罰範囲が広く、また証明のハードルも低いことから、当局はホップズ法の適用を選択しがちであることが指摘されている⁽⁹⁾。ホップズ法の適用を広く認めることは、連邦の職員については連邦法、州の公務員は州の法律の管轄とされてきたものを、州の公務員についてまで連邦法の管轄を広げることになる。

しかしながら、法廷意見やブライヤー裁判官が指摘するように、本件では Evans 判決を覆す要求はされていない。法廷意見のホップズ法の解釈は、Evans 判決を忠実に踏襲するものであり、Evans 判決を前提とする限りでは自然なものであると考えられる。というのも、財産強要が取賄に近い、あるいはほぼ同義であるとするならば、贈収賄の当事者を、(財産犯罪の被害者ではなく)共謀の内部者であると捉えることは自然な解釈であると考えられるからである。

2. 共謀の認定と「他者から」の意義

合衆国法典第18編1951条(2)における財産強要の定義に「他者から財産を得ること (obtaining of property from another)」とある点につき、金銭を得た客体が共謀の内部の人間であった場合にも、「他者から」の文言は満たされるか、ということが問題となった。本件における申請人は地元警察の警察官 Ocasio であるが、公判における当局の立証は、他の警察官との共謀ではなく、取決めのもう一方の当事者である修理工場の所有者との共謀の事実に関するも

(8) もっとも、取賄が反復 (pattern) されている場合には、RICO 法 (18 U.S.C. §§1961-68 (1982)) の適用がありうる。この場合には、その行為が反復されていることが証明されなければならない。

(9) J Lindgren, *The Elusive Distinction Between Bribery and Extortion : From the Common Law to the Hobbs Act*, 35 UCLA L. Rev. 816 (1987).

のであった。これは、Ocasio と Moreno の間で交わされた通話が、共謀の顕示行為 (Overt act) として認定されたことに由来する⁽¹⁰⁾。

法廷意見は、本犯として実行できない行為についても共謀罪の成立を認めることは可能であり、Ocasio と店主との間で、財産強要を行なうことについての合意がなされた以上、共謀罪は成立すると結論づける。

ソトマイヨール裁判官は、ホップズ法の「他者から」という文言からは、法廷意見のいう結論は取れないとしてこれに反対する。法廷意見とソトマイヨール裁判官の結論の相違は、マン法違反の共謀に関する先例の扱いの違いに由来する。法廷意見は、先述の Holte 判決や Gebardi 判決を、ある者が本犯として実行できない犯行についても、共謀によって参加することは可能であることを示すのに用いている。本件においても、取引の対向者である店主たちは公務員の身分を欠くが、そのことは共謀の成立を妨げないとする。対して、ソトマイヨール裁判官は、ホップズ法の文言とマン法の文言の相違に着目している。マン法は、「いかなる女性 (any woman)」の移送をも禁止するものであるため、仮に女性自身が本犯の罪責を問うことはできなくとも、共謀を認める文理上の根拠が存在する。これに対して、ホップズ法は、むしろ「他者から」という文言によって共謀の内と外が問題となるため、同様に扱うことはできないと批判するのである。

この問題は、ホップズ法の文言の解釈の問題にとどまらず、いかなる場合に共謀が認められるか、という共謀罪の原理の問題にまで発展しうる論点である。法廷意見は、Gebardi 判決を引用して、共謀罪の成立に必要な合意と、財産強要において常に存在する同意とは異なると判示する。すなわち、財産強要罪の同意は、恐怖のあまり同意した場合を含むものであるが、このような同意は、共謀罪の合意としては不十分であるとする。これに対して、ソトマイヨール裁判官は、単なる同意か、共謀に値する合意かという区別は困難であり、またこれを示した Gebardi 判決の論理はマン法固有のものであることから、これは共謀に関する一般原理ではないとする。ホップズ法が単に贈収賄のみを罰する法律ではない以上、本件と異なり、財産を提供した者が明らかに被害者としか言えないような場合や、その判断が難しい事例が今後出てくる可能性はある

(10) ただし、第4巡回区連邦控訴裁はこの点に関して、Ocasio が、彼の共謀相手は Moreno と Mejia のみであるとする Ocasio の前提は誤っており、各証拠からは、陪審は各警察官との共謀も十分認定可能であったと指摘する。United states v. Ocasio, 750 F. 3d 399 (4th Cir. 2014) 参照。

だろう。法廷意見が判示する、財産強要の同意を上回る関与としての合意がいかなる場合に認められるかが今後の問題となってくると考えられる。

また、比較法の観点からは、形式上の被害者であるところの取引の対向者がなぜ共謀の主体になりうるのかという点についても注目すべきであろう。この点については、ホップズ法が保護する利益について理解する必要がある。財産強要罪を強要罪類似の犯罪として捉えた場合には、財産の提供者は被害者となり、その財物が保護対象であると考えことになる。しかし、本件や Evans 判決のように、財産強要を収賄類似の犯罪と理解する以上、このような解釈は取りえない。

ホップズ法は、強盗や財産強要といった行為によって、州際通商を害することを処罰する規定である。本件と同開廷期の Taylor 判決は、実際の通商に与える影響について、被害者の薬物密売行為と通商との関わりの有無を具体的に検討するまでもなく、密売人宅に強盗目的で押し入った行為を証明することによって、同法の定める通商要件は証明されると判示している。これは、本来は州の権限に属する事項について、例外的に連邦法が介入することを許容する連邦憲法上の条件が緩和され、連邦の刑事法の対象範囲が拡大していることを示す一例である。明示はされていないものの、本件収賄において州際通商が害されているということは前提とされていると考えられる。